

消費者契約法の 消費者団体訴訟制度

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード8

【要約】

昨年、消費者契約法が改正され、「消費者団体訴訟制度」が創設された。

施行は、今年の6月7日とされている。

ここでは「消費者団体訴訟制度」の概略を示す。

消費者契約法の「消費者団体訴訟制度」とは？

消費者全体の利益を擁護するため、内閣総理大臣が認定した消費者団体（適格消費者団体）に、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めるという消費者契約法上の制度。

< 制度の創設 >

2006年（平成16年）5月31日に成立した「消費者契約法の一部を改正する法律」により創設された（なお公布は同年6月7日である。）。

この法律は、2007年（平成19年）6月7日に施行される。

< 背景 >

消費者契約法に定める不当勧誘行為、不当契約条項が存在する場合、被害を受けた消費者を個別的・事後的に救済する仕組みが存在している（この点に改正はない）。

しかしながら、同種の被害の拡大を防止することは困難。

そのため、消費者被害の発生・拡大を防ぐ手段が求められていた。

そこで創設されたのが、消費者団体訴訟制度。

< 参照 HP 等 (執筆時) >

「消費者団体訴訟制度」に関する内閣府のパンフレット

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/file/shohisha-pamphlet.pdf>

「消費者契約法の一部を改正する法律」の概要 (内閣府作成)

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/file/seidogaiyo.pdf>

「消費者団体訴訟制度」についての内閣府の HP

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>